

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年3月26日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務

イ 履行期間

令和8年4月24日から令和8年10月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階

旭川市観光スポーツ部観光課

電話 0166-25-7168

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センター。

(2) シルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者として市が認定する旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登録されている者。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。